

皆様のご協力により、長野県はごみ排出量の少なさで全国第1位（平成26年度）となりました。今後も、環境に配慮したごみの減量化・資源化に、ご協力をお願いいたします。

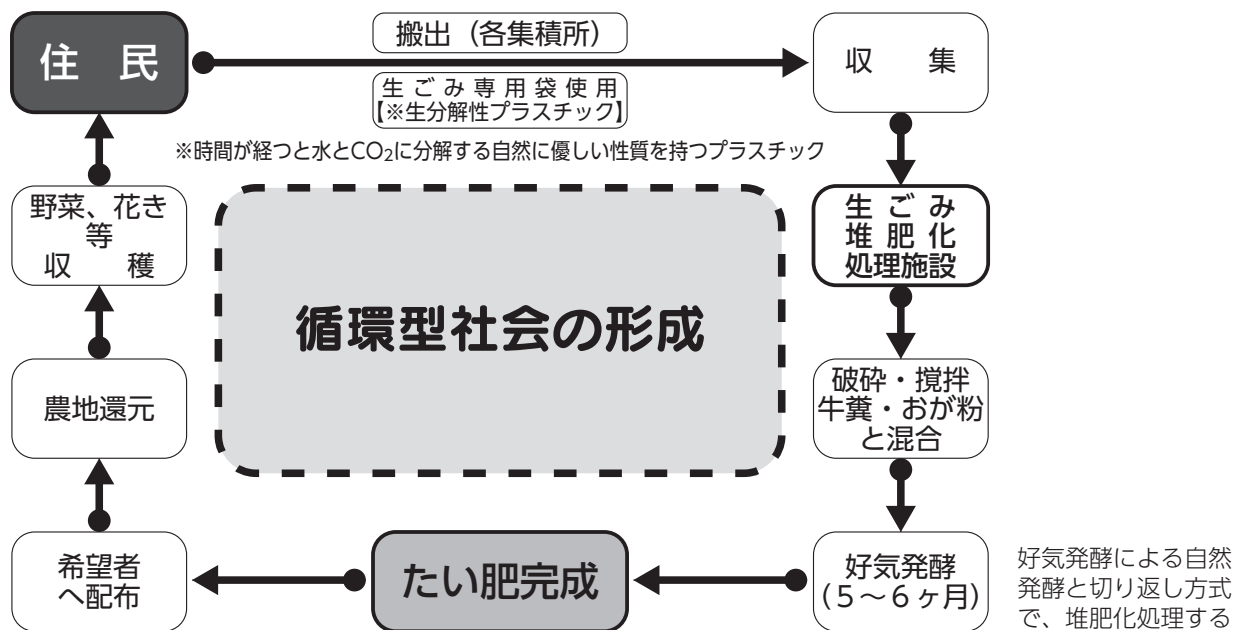
立科町の可燃ごみは年間約1,600 t、ごみの組成分類調査で厨芥類（生ごみ等）は約4割を占めています。立科町は農業が盛んなため、自らが生ごみを堆肥化し有効利用する方も多いためですが、年間これだけの生ごみを焼却処分しているのが実態です。



長野県リサイクルキャラクター「クルルン」

自らが堆肥化し利用することもできる生ごみ！
もし、この焼却処分されている「可燃ごみ（生ごみ）」が「資源ごみ」になるのなら?!
この生ごみを分別回収することにより、
生ごみ堆肥化処理施設で堆肥にすることが可能です!!

ごみ減量推進の柱ともなるのが、「循環型社会の形成」「3Rの推進」ですが、この生ごみ堆肥化により、次の循環型社会が形成されることとなります。



立科町では平成29年度より生ごみの分別回収を実施し、生ごみ堆肥化による循環型社会の形成を推進します。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、各分館にて住民説明会を開催する予定です。

また、「生ごみ堆肥化事業」については、広報たてしなで連載しご案内いたします。

ごみ分別・搬出のルール

- ・指定袋には必ず記名する。
- ・ごみ集積所への搬入時間は、当日の午前8時30分まで。
- ・生ごみや危険物を排出する際、過剰包装はしない。
- ・しょう油や漬物など、中身が入ったままの容器をごみとして排出しない。
- ・農業用マルチ、肥料袋や苗箱は、一般廃棄物ではありません。